民訴２９－４４　肢３

第１．肢の結論

正しい

第２．所有権確認訴訟と筆界確定訴訟の判決（弁論主義との関係）

１．問題の所在

所有権確認訴訟，筆界確定訴訟，それぞれが提起された場合に，裁判所はどのような判決を行うことができるか。原告の主張する範囲に裁判所は拘束されるか，弁論主義第一テーゼとの関係で問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

所有権確認訴訟の場合，原告の主張する範囲に拘束される。したがって，原告の主張する所有権の範囲より有利な内容の判決をすることができない。一方で，筆界確定訴訟の場合，原告の主張する範囲に拘束されない。したがって，原告の主張する筆界より，原告に有利な内容の判決をすることができる。よって，正しい。

（２）理由

まず，民事訴訟では，一般に，当事者の主張しない事実を判決の基礎にしてはならないという弁論主義第１テーゼが妥当する（人訴１条，人訴２０条)。所有権確認訴訟も，筆界確定訴訟も民事訴訟として行われる。そのため，裁判所も，当事者の主張に拘束され，有利な判決ができないとも思える。

しかし，筆界確定訴訟において，不都合である。

すなわち，筆界確定訴訟の場合，筆界確定は，性質上，公益に基づくものである。

当事者の主張に拘束されることは，公益との関係で矛盾が生じ問題である。

そこで，裁判所として，柔軟に解決が図れるようにする必要がある。

弁論主義が民主訴訟におよぶのは，民事訴訟が，私的自治の原則の延長にあるため，当事者の意思を強く尊重すべきだからである。

したがって，公益の関係が問題となる場合まで，私的自治の要請を図るものではない。

よって，筆界確定訴訟の場合は，結論に示した通り，判決は，当事者の主張に拘束されず判決をくだすことができる。

また，所有権確認訴訟の場合は，弁論主義の原則にしたがい，裁判所は，当事者の主張に拘束される。

以上